

マイナポータルを通じた「引越しワンストップサービス」を利用して観音寺市から転出された方へのお知らせです。

新住所地への転入を済まされましたら、下記の事項につきましてご確認をしていただき、必要なお手続きがありましたら、お早めにされますようお願いいたします。

対象となる方	観音寺市での手続	新住所地での手続	担当課（市外局番 0875）
印鑑登録 をしていた方	転出日に資格が喪失しています。 印鑑登録証 を廃棄してください。	必要な方は、あらためて新住所地の市区町村で印鑑登録の手続きをしてください。	市民課 23-3924
国民健康保険 に加入されている方	転出日に資格が喪失します。 ※下記の方は、転出しても観音寺市の保険証が使えます。別途申出をしてください。 ・学生の方（学生証などの証明書が必要） ・病院や介護保険施設等に入所される方	あらためて加入手続きをしてください。	健康増進課 23-3927
後期高齢者医療制度による被保険者証 をお持ちの方	転出（予定）日に資格が喪失します。 県外へ転出の場合は負担区分等証明書の交付申請をし、 負担区分証明書 をお受け取りください。	被保険者証 の交付手続きをしてください。 なお、県外へ転出の場合は、左記の 負担区分等証明書 を持参してください。	健康増進課 23-3927
受給資格者証 をお持ちの方 （乳幼児・重度心身障害者等・ひとり親家庭等）	転出（予定）日に資格が喪失します。	健康保険証、所得証明書 を持参のうえ、手続きをしてください。 市区町村によって制度が異なりますので、事前に新住所地の市区町村にお問合せください。	健康増進課 23-3927

対象となる方	観音寺市での手続	新住所地での手続	担当課（市外局番 0875）
<p>介護保険 の被保険者の方 （住所地特例施設へ転出される方を除く）</p>	<p>高齢介護課へ介護保険被保険者証を返還ください（郵送可）。要介護認定を受けている方は、「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。 ※介護保険負担割合証・負担限度額認定証も返還ください（お持ちの方のみ）（郵送可）。</p>	<p>転入日から14日以内に、左記の「介護保険受給資格証明書」を添えて、要介護認定の申請手続きをしてください。</p>	<p>高齢介護課 23-3968</p>
<p>公立小・中学校に通う お子さまが いらっしゃる方</p>	<p>学校で在学証明書等転校関係書類をお受け取りください。転出後も観音寺市立学校に就学希望の方は、学校教育課で区域外就学の申請が必要です。（就学援助を受給されている方は、学校教育課で手続きが必要な場合があります。来庁が必要な方については、個別にご連絡します。）</p>	<p>転入手続きのあとで、左記の書類を持参して入学手続きをしてください。</p>	<p>学校教育課 23-3938</p>
<p>児童手当 を受けている方 （公務員を除く）</p>	<p>転出（予定）日に資格が喪失します。子育て支援課へ児童手当消滅届を提出してください。 ※マイナポータルを通じて提出することができます。 ※児童と受給者が別居する場合等は来庁にて手続きが必要になります。</p>	<p>転出予定日の翌日から起算して15日以内に新住所地の市区町村で認定請求の手続きをしてください。</p>	<p>子育て支援課 23-3962</p>
<p>児童扶養手当 を受けている方 ※観音寺市に届出が必要です</p>	<p>転出手続き後、子育て支援課で児童扶養手当の転出手続きをしてください。</p>	<p>児童扶養手当の転入手続きをしてください。 詳しくは、事前に新住所地の市区町村にお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課 23-3962</p>

対象となる方	観音寺市での手続	新住所地での手続	担当課（市外局番 0875）
<p>特別児童扶養手当 を受けている方</p> <p>※観音寺市に届出が必要です</p>	<p>転出手続き後、子育て支援課で特別児童扶養手当の転出手続きをしてください。</p>	<p>特別児童扶養手当の転入手続きをしてください。 詳しくは、事前に新住所地の市区町村にお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課 23-3962</p>
<p>保育施設・幼稚園に通う お子さまが いらっしゃる方</p>	<p>転出する月の末日まで通うことができます。</p> <p>月末で退園となるので、解除届を在籍する施設又はこども未来課に提出してください。</p>	<p>市区町村によって入所申込の手続き等が異なりますので、事前に新住所地の市区町村にお問合せください。</p>	<p>こども未来課 23-3903</p>